

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会役員報酬及び役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員報酬及び役員等の費用弁償の額並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 役員

(2) 評議員

(3) 定款第6章の規定により設置した部会又は委員会の部員又は委員

(役員報酬)

第3条 役員に支給する報酬は別表のとおりとし、毎年度末にこれを支給する。ただし、会長が必要と認める場合は、年2回以上に分けて支給することができる。

2 役員が新たに選任された場合は、選任された月から支給し、退任した場合は、退任した月までの額を支給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員である役員には、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会の業務のために出張(市内での会議等を含む。以下同じ。)したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費の支給に関しては、本会の旅費規程を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、会長が平常通勤する旅費については、本会の職員給与規程に定める通勤手当の例により支給するものとし、地方公共団体の職員である役員等には、本会の旅費規程別表に規定する車賃は支給しないものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成26年7月1日から施行する。

別表 役員報酬(第3条関係)

区分	報酬の額	備考
会 長	月額 30,000円	
副会長	月額 5,000円	
監 事	1回 3,200円	監査時のみ